**運営規程のイメージ（介護老人保健施設）**

※黄色着色部分を適宜変更してください。これらの項目以外でも、必要に応じて記載してください。網掛け部分は留意事項です。

介穫老人保健施設長野県庁　運営規程

（事業の目的）

第１条　○○法人○○が開設する介護老人保健施設長野県庁（以下「施設」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介謹及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。

2　　施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。

3　　介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条　施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名称　　介護老人保健施設長野県庁

（2）所在地　長野県○○○○○○

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条　施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1）　管理者　１名（常勤兼務、医師と兼務）

　　　　管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）　従業者

　　　医師　○名（常勤兼務、管理者と兼務）

　　　薬剤師　○名以上

　　　看護職員　○○名以上

　　　介護職員　○○名以上

　　　支援相談員　○名以上

　　　理学療法士又は作業療法士　○名以上

　　　管理栄養士　○名以上

　　　介護支援専門員　○名以上

　　　・・・

　　　従業者は、介護老人保健施設サービスの提供に当たる。

　（入所者定員）

　第５条　入所定員は○○名とする。

（多床室 ○○室、従来型個室 ○○名、ユニット型個室 ○○名）

　　2　ユニット数は○○ユニットで、ユニットごとの入居定員は○○名とする。

（入所者に対する指定介護老人保健施設サービスの内容）

第６条　介護老人保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

　一　療養上の診療

　二　機能訓練

　三　看護

　四　医学的管理の下における介護

　五　食事、その他のサービス

（利用料その他の費用の額）

第７条　指定介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護老人保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額とする。

２　　居住費、食費の利用料については、次（または別紙利用額一覧表）のとおりとする。なお、厚生労働大臣が定める利用者負担段階第１段階、第２段階、第３段階の該当者については、市町村から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

一　居住費

①多床室　　　　　日額　　　　円

②従来型個室　　　日額　　　　円

③特別な居住費　　日額　　　　円

二　食　費

①食費　　　　　　日額　　　　円

②特別な食費　　　日額　　　　円

３　前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一　送迎に要する費用

二　理美容代

三　その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　本条２項、３項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意をする旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第８条　従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2　　　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

（1）別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。

（2）気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

（3）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

**※サービス利用にあたっての留意事項を記載する**

（非常災害対策）

第９条　施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

（２）　虐待の防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　　前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

虐待防止のための規定については令和６年３月31日までは努力義務とされています

（身体的拘束等の禁止）

第11条　施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

２　　施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（その他運営についての留意事項）

第12条　施設は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　（１）　採用時研修　採用後○カ月以内

　（２）　継続研修　　年○回

2　従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4　事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から２年間（身体拘束・苦情・事故に関する記録は５年間）保存するものとする。

5　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は○○法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和○○年○月○日から施行する。**※指定予定年月日又は改正年月日を記載**

☆この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、

記載の仕方やその内容は、基準を満たす限り、任意のもので構いません｡